

○習志野市市有財産調査委員会条例

昭和36年3月17日

条例第7号

改正 昭和45年12月25日

(目的)

第1条 この条例は、本市の所有する財産の所在およびその状況等を調査して、それぞれの財産を効率的な運用に資することを目的とする。

(設置および所掌事務)

第2条 市長の諮問に応じ財産に関する事項を調査審議するため、習志野市市有財産調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(組織)

第3条 調査委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、市議会議員、農業委員会委員および財産に関し学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は1年とする。

(委員長および副委員長)

第4条 調査委員会に委員長および副委員長各1人を置き委員の互選によつてこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(招集)

第5条 調査委員会の会議は、委員長が招集する。

(庶務)

第6条 調査委員会の庶務は、市の財産管理を担当する職員が処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別にこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年12月25日）

この条例は、公布の日から施行する。